平成２１年（フ）第２０４号
宮城県遠田郡美里町北浦字浅野栄治前104番地　町営北浦第３住宅58号
債務者　福士　富照
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
宮城県大崎市古川中里４丁目18番16号　プチカーサＡ棟110号
債務者　海馬澤千絵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡198番地
債務者　西館　静香
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８５号
北海道上磯郡知内町字元町35番地73
債務者　大野　聖一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９５号
函館市松陰町９番２―205号
債務者　日野　雅司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第８３号
岩手県久慈市長内町第28地割29番地３
債務者　二又　智春
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第８４号
岩手県久慈市田高１丁目39番地　内田アパート６号室
債務者　髙山　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２３９号
岐阜県大垣市河間町２丁目382番地３
債務者　伊奈　敏彦
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
岐阜県大垣市河間町２丁目382番地３
債務者　伊奈　利美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２６９１号
名古屋市南区豊２丁目30番９号
債務者　ディスカウントマルイこと　伊藤　裕
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９２号
名古屋市南区豊２丁目30番９号
債務者　伊藤キヨ子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８３号
埼玉県川越市岸町２丁目28番地４　メイツ川越岸町108号室
債務者　佐野　良博（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７１７号
埼玉県坂戸市緑町７番17号　第１緑コーポ103号室、前住所埼玉県坂戸市浅羽野３丁目４番地５　ペルグランデM302号室
債務者　工藤　勝幸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７号
岩手県宮古市田老字館が森79番地
債務者　赤沼　勝輝
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時15分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第７１号
岩手県宮古市赤前第17地割６番地、申立時の住所岩手県下閉伊郡岩泉町安家字高須賀153番地
債務者　佐々木智美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第６３号
岩手県久慈市川貫第７地割13番地10
債務者　浜　　隆子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部